

県有物品の売払い

公用車売払一般競争入札 入札説明書

入札日：令和7年12月24日（水）

「一般競争入札 入札説明書」をご覧になり、内容を了解の上で、
入札にご参加ください。

福井県総務部財産活用課

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0251（直通）

FAX 0776-20-0628

E-mail zaikatsu@pref.fukui.lg.jp

HP <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zaisankastuyou/index.html>

目 次

| | | |
|-----------------|-------|-------|
| 入札実施要領 | | P 1 |
| 壳払車両一覧表 | | P 9 |
| 一般競争入札のながれ | | P 1 0 |
| 競争入札公告（写） | | P 1 1 |
| 入札心得書 | | P 1 4 |
| 県有物品壳買契約書（案） | | P 1 8 |
| （様式） | | |
| 入札参加申込書（様式1） | | P 2 8 |
| 誓約書（様式2） | | P 3 5 |
| 入札保証金免除申込書（様式3） | | P 3 6 |
| 入札書（様式4） | | P 3 7 |
| 入札書「記載例」 | | P 4 4 |
| 内訳書（様式5） | | P 4 5 |
| 委任状（様式6） | | P 4 9 |
| 委任状「記載例」 | | P 5 6 |

入札実施要領

1 入札に付する事項

小型貨物自動車等 20台売扱

(別添売扱車両一覧表 (P 9) のとおり。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 法人にあっては福井県内に、本店、支店、営業所または事業所があること、個人にあっては福井県内に住民票を有すること。

- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札参加申込みに関する事項

この入札に参加しようとする者は、申込書に必要書類を添えて次のとおり提出してください。

- (1) 入札参加申込書の交付期間および交付場所

交付期間 公告の日から令和7年12月18日（木）まで

交付場所 福井県総務部財産活用課 財産グループ

上記のほか、財産活用課のホームページからもダウンロードができる。

(2) 入札参加申込書の提出期限および提出場所

提出期限 令和7年12月18日（木）17時まで

提出場所 〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総務部財産活用課 財産グループ

電話 0776-20-0251

(3) 提出方法

持参または郵送【提出期限必着】

（郵送の場合は、書留郵便を利用すること。）

(4) 提出書類

| | | 提出書類 | 備 考 |
|---------------|---|--|--|
| 法人 の 場合 | 1 | 入札参加申込書（別添様式1） | |
| | 2 | 資格誓約書（別添様式2） | |
| | 3 | 入札保証金免除申込書 (別添様式3) | 4 (8) イに該当する場合は提出すること |
| | 4 | 代表者の身分証明書（写） | 4 (8) イに該当しない場合は提出すること 例) 運転免許証（写）、健康保険証（写） |
| | 5 | 福井県内に本店、支店、営業所、 事業所のいずれかがあることが確 認できる書類 | 例) ・法人登記簿謄本（写し可） (3ヶ月以内のもの) ・法人のホームページの写し（現在公 開されているもの） |
| 個人 の 場合 | 1 | 入札参加申込書（別添様式1） | |
| | 2 | 資格誓約書（別添様式2） | |
| | 3 | 住民票（原本または写し） | 3ヶ月以内のもの マイナンバーの記載がないもの |
| | 4 | 身分証明書（写） | 例) 運転免許証、健康保険証 |

(※) 入札参加申込書、資格誓約書、入札保証金免除申込書の様式は、P28～P36にあり
ます。

4 入札に関する事項

(1) 入札心得書等

入札心得書その他関係書類の内容を熟知した上で、入札に参加してください。

(2) 入札日時および入札場所

入札日：令和7年12月24日（水）

入札時間：下記参照

入札場所：福井県庁6階入札室（福井市大手3丁目17-1）

受付場所：福井県庁6階財産活用課（ “ ” ）

受付時間：下記参照

| 物品番号 | 案件名 | 入札時間 | 受付時間 |
|------|----------------------------|----------|----------------------|
| 第1号 | 小型貨物自動車等 9台売扱 | 午前9時40分 | 午前9時10分～ 午前9時30分 |
| 第2号 | 普通乗用自動車（サーフ） 1台売扱 | 午前10時00分 | 午前9時10分～ 午前9時50分 |
| 第3号 | 普通乗用自動車（RAV4、パジェロ） 2台売扱 | 午前10時20分 | 午前9時10分～ 午前10時10分 |
| 第4号 | 普通特種自動車（日野） 1台売扱 | 午前10時40分 | 午前9時10分～ 午前10時30分 |
| 第5号 | 普通特種自動車（パジェロ） 3台売扱 | 午前11時00分 | 午前9時10分～ 午前10時50分 |
| 第6号 | 普通特種自動車（消防ポンプ車） 1台売扱 | 午前11時20分 | 午前9時10分～ 午前11時10分 |
| 第7号 | 普通特種自動車（救急車等） 3台売扱 | 午前11時40分 | 午前9時10分～ 午前11時30分 |

※複数の入札に参加する場合は、受付は1回のみでよい。

(3) 入札当日の持参品

①入札書（別添様式4）

※物品番号第1号、3号、5号、7号については、内訳書（別添様式5）をあわせて提出してください。

②入札参加者の本人確認書類（運転免許証等）

※代理人が参加する場合は代理人のものが必要となります。

※当日コピーをとらせていただきます。

③委任状（別添様式6）

※法人の代表権がない方が入札される場合に必要となります。

④印鑑

※代理人により入札する場合は、本人の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑を持参してください。

⑤入札保証金

※免除要件に該当する場合は不要

⑥筆記用具（黒のペンまたはボールペン）

(4) 入札書に関する注意事項

- ・別添様式4を使用すること。

- ・物品番号第1号、3号、5号、7号については内訳書（別添様式5）をあわせて提出すること。
なお、内訳書の合計額と入札金額が異なる場合には、入札金額が正しいものとする。
- ・アラビア数字を用いて記入すること。
- ・法人にあっては法人名および代表者の職・氏名を記入のうえ、法人の代表者の職印（代表者の職印がないものにあっては、法人の印および代表者の私印）を押印して提出すること。

（5）入札の無効

上記2にある入札に参加できる資格を有しない者が行った入札および次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 納付すべき入札保証金を納付していないときまたは不足しているとき
- イ 入札者またはその代理人が2以上の入札をしたとき
- ウ 2人以上の代理をする代理人が入札をしたとき
- エ 入札者が不正な利益を得るために談合したと認められるとき
- オ 入札に際し不正な行為があつたとき
- カ 入札書の金額その他要點が確認できないとき
- キ 入札書の記名および押印が誤脱または不明なとき
- ク 前各号に掲げるもののほか、入札心得書、関係法令・規則等に違反したとき

（6）再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。

（7）入札保証金

入札保証金として、契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5（当該金額に端数があるときは、千円に切り上げた金額）以上を納入すること。

開札後、入札保証金額が足りない場合は、その入札書は無効とする。

ア 納付方法

現金もしくは国債、地方債のほか次の各号の一に掲げる担保を、令和7年12月24日（水）の9時10分から9時30分までに福井県総務部財産活用課 財産グループに、納付もしくは提供すること。

（ア）政府の保証のある債券

- （イ）契約担当者が確実と認める金融機関が振り出しました支払保証をした小切手
- （ウ）契約担当者が確実と認める社債。ただし、無記名のものに限る。

イ 落札した場合

落札者の入札保証金は、契約締結後還付する。落札者の都合で契約できないときには、福井県に帰属するものとする。

なお、入札保証金は契約保証金に充当することができる。

ウ 落札しなかった場合

落札者以外の入札保証金は、入札終了後、即日還付する。

(8) 入札保証金の免除

次に掲げる場合において、入札保証金を免除する。

ア 入札参加者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

イ 福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿（競争入札参加資格者名簿）に登載されている者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

5 落札者の決定に関する事項

(1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高価格の者を落札者とする。

(2) 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 契約に関する事項

(1) 契約締結

落札決定後、7日以内に契約を締結するものとし、期日までに契約しないときは、落札者は落札者としての権利を失う。また、その場合入札保証金は福井県に帰属する。

なお、契約にかかる費用は、落札者の負担とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額）以上の金額を納入すること。

ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

ア 契約金額が、即納されるとき。

イ 契約者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

ウ 過去2年間に国、地方公共団体、県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

また、契約保証金は契約の履行完了後に還付する。

7 売払物品の現物確認に関する事項

(1) 売払物品、台数、所在地

| 物品番号 | 案件名 | 所在地 | 現物確認日時 |
|-------|------------------------------|---|---|
| 第 1 号 | 小型貨物自動車等 9 台売払 | | |
| 第 2 号 | 普通乗用自動車（サーフ） 1 台売払 | 福井県 木田職員住宅 駐車場 (福井市木田 3 丁目 601) | 令和 7 年 12 月 10 日（水） ～16 日（火） 各日 10 時～16 時 |
| 第 3 号 | 普通乗用自動車 (RAV4、パジエロ) 2 台売払 | | |
| 第 4 号 | 普通特種自動車（日野） 1 台売払 | | |
| 第 5 号 | 普通特種自動車（パジエロ） 3 台売払 | | |
| 第 6 号 | 普通特種自動車（消防ポンプ車） 1 台売払 | 福井県消防学校 (福井市大畠町 97-21-3) | 令和 7 年 12 月 10 日（水） 10 時～16 時 または 令和 7 年 12 月 16 日（火） 10 時～16 時 |
| 第 7 号 | 普通特殊自動車(救急車等) 3 台売払 | 1 福井県木田職員 住宅駐車場(福井 市木田 3 丁目 601) | 令和 7 年 12 月 10 日（水） ～16 日（火） 各日 10 時～16 時 |
| | | 2 福井市大町古川 102 付近高架下 | 令和 7 年 12 月 10 日（水） 10 時～16 時 または 令和 7 年 12 月 15 日（月） 10 時～16 時 |
| | | 3 福井県消防学校 (福井市大畠町 97-21-3) | 令和 7 年 12 月 10 日（水） 10 時～16 時 または 令和 7 年 12 月 16 日（火） 10 時～16 時 |

申込先： 物品番号 1～5・7-1 号 総務部財産活用課 TEL : 0776-20-0251 (担当：三谷)
 物品番号 6・7-3 号 福井県消防学校 TEL : 0776-53-7553 (担当：加藤)
 物品番号 7-2 号 土木部河川課 TEL : 0776-20-0480 (担当：山田)

※ 現物確認希望者は、希望日の 2 日前（土日を除く。）までに上記申込先に希望の日時を連絡してください。（希望の時間に対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

- ※ 物品番号第1号～6号については、車両の外観のみを確認する場合は申し込み不要です。ただし、物品には触れないでください。
- ※ 試乗はできません。
- ※ 現物確認をしなくても、入札には参加可能ですが、各種事項は全て了知されているものとみなします。

8 その他に関する事項

(1) 売扱物品の引渡し

売扱物品は、契約締結後に福井県が発行する納入通知書による売扱代金の納入を確認した後、その所在する場所において現状のまま引渡すものとします。(車内に保管されているタイヤやチェーン等も現状のまま引き渡します。) なお、引渡しに係る費用はすべて落札者の負担とします。

(2) 移転登録

- ・売扱物品の輸送費その他登録にかかる諸費用は、落札者の負担とします。
- ・契約締結時に永久抹消登録、一時抹消登録、移転登録の別について申し出ること。
- ・登録手続きに印紙代がかかる場合、必要な登録印紙代は落札者が負担すること。
- ・登録手続きは落札者が行うこと。(登録手続きに必要な書類は代金納入後、お渡しします。)

(3) 落札後の条件

①全面塗装について

物品番号第5号(パジェロ)は、引渡しの後、落札者の負担にて、すみやかに売買物品の塗装を白色に全面塗装すること。ただし、永久抹消登録する場合はこの限りでない。

②付属品の撤去について

物品番号第5号(パジェロ)、第6号(消防ポンプ車)、第7号-1(救急車)は、付属品の一部として、サイレンアンプ、回転灯、サーチライト、スピーカー、衛星電話が付属している場合は撤去し、産業廃棄物として処分すること。

③文字書きの消去について

車体に「福井県」等の文字書き(英語表記含む)や福井県のマークがある場合は、落札者の負担により消去し、確認を受けること。ただし、永久抹消する場合はこの限りでない。

④履行の状態確認について

上記①～③の履行後の状態について、①、③については写真の提出により、また、②については写真および産業廃棄物管理票の写しの提出により、令和8年2月27日(金)までに福井県担当者の確認を受けること。

(4) 売扱物品の搬出

売扱物品は、令和8年1月30日(金)までに7(1)の所在地から搬出すること。

(「福井県」等の文字書きがある物品は「福井県」等の文字が見えない状態にして搬出すること。)

(5) 引渡し後

移転登録または抹消登録手続き完了後、令和8年2月27日(金)までに登録手続きが完了したことが確認できる書類の写しを福井県総務部財産活用課へ提出すること。

(永久抹消の場合：登録事項等証明書(写)、一時抹消の場合：登録識別情報等通知書(写)、名

義変更の場合：名義変更後の車検証（写）

（6）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 落札者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに福井県に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

（7）その他

売払物品を海外に輸出する場合は、関係法令に基づいて、適切に処理すること。

令和7年度充拡車両一覧表

| 物品番号 | | 車番 | 種別用途 | 車名 | 型式 | 原動機型式 | 車両重量 kg | 排気量 cc | 初年度登録 年月 | 走行距離 km | 車検満了日 | 配置場所 |
|------|---|----------|---------|--------------------------|------------|-------|------------|-----------|-------------|------------|------------|------------------------|
| 第1号 | 1 | 500も8562 | 小型、乗用 | ニッサン バネットワゴン | DBA-M20 | HR16 | 1340 | 1590 | 平成22年10月 | 194559 | 令和7年10月11日 | 木田職員住宅駐車場(福井市木田3丁目601) |
| | 2 | 400ぞ664 | 小型、貨物 | ニッサン キャラバン | ADF-VWME25 | ZD30 | 2280 | 2950 | 平成21年12月 | 192122 | 令和7年12月21日 | / |
| | 3 | 400ぞ665 | 小型、貨物 | ニッサン キャラバン | ADF-VWME25 | ZD30 | 2280 | 2950 | 平成21年12月 | 72434 | 令和7年12月21日 | / |
| | 4 | 300に7356 | 普通、乗用 | ニッサン エクストレイル | CBA-TNT31 | QR25 | 1530 | 2480 | 平成20年8月 | 146922 | 令和7年8月21日 | / |
| | 5 | 480あ5959 | 軽自動車、乗用 | ダイハツ ハイゼットカーゴ | GBD-S330V | EF | 930 | 650 | 平成17年9月 | 111463 | 令和8年7月7日 | / |
| | 6 | 300か6458 | 普通、乗用 | ニッサン エクストレイル | CBA-TNT31 | QR25 | 1530 | 2480 | 平成22年8月 | 149097 | 令和7年8月25日 | / |
| | 7 | 22ぞ659 | 普通、乗合 | その他 スペースランナー | U-RM210GSN | FE6 | 6030 | 6920 | 平成3年7月 | 105586 | 令和7年7月7日 | / |
| | 8 | 400せ6523 | 小型、貨物 | マツダ ファミリアバン | DBF-BVY12 | HR15 | 1140 | 1490 | 平成19年10月 | 137833 | 令和7年10月15日 | / |
| | 9 | 480い5916 | 軽自動車、乗用 | スズキ エブリィ | GBD-DA64V | K6A | 920 | 650 | 平成18年11月 | 106583 | 令和8年11月23日 | / |
| 第2号 | | 300ぞ9308 | 普通、乗用 | トヨタ サーフ | LA-RZN215W | 3RZ | 1850 | 2690 | 平成15年6月 | 104496 | 令和9年5月15日 | / |
| 第3号 | 1 | 300に5662 | 普通、乗用 | トヨタ RAV4 | DBA-ACA31W | 2AZ | 1530 | 2360 | 平成20年6月 | 152410 | 令和7年6月10日 | / |
| | 2 | 300か6438 | 普通、乗用 | 三菱 パジェロ | DBA-V93W | 6G72 | 2100 | 2970 | 平成22年8月 | 133372 | 令和7年8月25日 | / |
| 第4号 | | 88な9332 | 普通、特種 | 日野 デュトロ | KC-FC31GBA | J07C | 4370 | 6630 | 平成10年3月 | 30746 | 令和7年3月8日 | / |
| 第5号 | 1 | 800さ8079 | 普通、特種 | 三菱 パジェロ | DBA-V93W | 6G72 | 2120 | 2970 | 平成25年8月 | 256910 | 令和7年9月2日 | / |
| | 2 | 800さ8914 | 普通、特種 | 三菱 パジェロ | DBA-V93W | 6G72 | 2120 | 2970 | 平成27年8月 | 211977 | 令和7年8月19日 | / |
| | 3 | 800さ8913 | 普通、特種 | 三菱 パジェロ | DBA-V93W | 6G72 | 2120 | 2970 | 平成27年8月 | 226206 | 令和7年8月19日 | / |
| 第6号 | | 88な8505 | 普通、特種 | 日野 日野レンジャー(消防ポンプ車) | KC-FDJGBA | J08C | 6100 | 7960 | 平成8年3月 | 8505 | 令和2年3月27日 | 福井県消防学校(福井市大畠町97-21-3) |
| 第7号 | 1 | 800ぞ6636 | 普通、特種 | ニッサン キャラバン | ADF-VWME25 | ZD30 | 2070 | 2950 | 平成22年2月 | 165955 | 令和8年3月8日 | 木田職員住宅駐車場(福井市木田3丁目601) |
| | 2 | 800ぞ212 | 普通、特種 | その他 組立〔9 9 8〕(YBT - 5 9) | - | - | 260 | 0 | 平成28年10月 | - | 平成30年10月6日 | 福井市大町古川102付近高架下 |
| | 3 | 88な8426 | 普通、特種 | トヨタ ハイエース(救急車) | GB-UZH13 | IVZ | 2470 | 3960 | 平成8年3月 | 8293 | 令和2年3月5日 | 福井県消防学校(福井市大畠町97-21-3) |

一般競争入札のながれ

現物確認 令和7年12月10日（水）～16日（火）

- ① 物品所在地で現物確認

※物品によって日時が異なりますので、入札説明書P6で確認してください。

入札参加申込 令和7年12月18日（木）午後5時必着

- ② 一般競争入札参加申込書等の提出（提出書類はP2を参照してください。）



入札当日 令和7年12月24日（水）

- ③ 受付【場所：福井県庁6階 財産活用課】

- ・本人確認書類の提示
- ・委任状の提出（代理人が入札に参加する場合）
- ・入札保証金の納付（免除の場合は不要）

- ④ 入札【場所：福井県庁6階 入札室】

- ⑤ 開札（入札締切後ただちに）

- ・予定価格以上で最高のものを落札者とする
- ・同価の入札者が二人以上ある場合はくじ引き

※落札者以外には入札保証金を入札終了後に返還

入札後1～2日

- ⑥ 落札通知

落札通知の日から7日以内に契約

即納の場合

※契約保証金は免除

延納の場合

落札通知後7日以内

- ⑦ 契約

- ・代金納入

落札通知後7日以内

- ⑦ 契約

- ・契約保証金（契約金額の1割以上）の納入

※入札保証金を契約保証金に充当することができます。

- ⑧ 代金納入

- ⑧ 売却物品の引渡し、名義変更関係書類の交付

車体文字の抹消、全面塗装、付属品の撤去、
登録手続きを落札者の負担で行う。

※物品の搬出は1月30日までに行うこと

- ⑨ 売却物品の引渡し、名義変更関係書類の交付

契約保証金の返還
車体文字の抹消、全面塗装、付属品の撤去、
登録手続きを落札者の負担で行う。
※物品の搬出は1月30日までに行うこと

- ⑩ 福井県に必要書類提出（R8.2.27までに）

- ・移転登録または抹消手続きが完了したことが分かる書類の写し（詳細はP8参照）
- ・全面塗装や文字消し、付属品を撤去したことなどが分かる写真（引渡直後の写真も添付）
- ・産業廃棄物管理票（写）

- ⑩ 福井県に必要書類提出（R8.2.27までに）

- ・移転登録または抹消手続きが完了したことが分かる書類の写し（詳細はP8参照）
- ・全面塗装や文字消し、付属品を撤去したことなどが分かる写真（引渡直後の写真も添付）
- ・産業廃棄物管理票（写）

競争入札公告

県有物品の売払いについて、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月5日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

記

1 入札に付する事項

小型貨物自動車等 20台売扱

※詳細は、入札説明書および売扱車両一覧（以下「入札説明書等」という。）による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 法人にあっては福井県内に、本店、支店、営業所または事業所があること、個人にあっては福井県内に住民票を有すること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札参加資格の確認および申込みに関する事項

この入札に参加しようとする者は、申込書に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。
なければならない。

- (1) 入札参加申込書の交付期間および交付場所

交付期間 公告の日から令和7年12月18日（木）17時まで

交付場所 福井県総務部財産活用課 財産グループ

上記のほか、財産活用課のホームページからもダウンロードができる。

(2) 入札参加申込書の提出期限および提出場所

提出期限 令和7年12月18日（木）17時まで

提出場所 〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総務部財産活用課 財産グループ

電話 0776-20-0251

(3) 提出方法

持参または郵送【提出期限必着】

（郵送の場合は、書留郵便を利用すること。）

(4) 提出書類

入札説明書に記載の書類

4 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出

アラビア数字を用いて記入すること。法人にあっては法人名および代表者の職・氏名を記入のうえ、法人の代表者の職印（代表者の職印がないものにあっては、法人の印および代表者の私印）を押印して提出すること。

(2) 入札場所

福井県福井市大手3丁目17-1 福井県庁6階 入札室

(3) 入札日時

日時：令和7年12月24日（水）

| | | |
|----------|----------------------------|------|
| 午前 9時40分 | 物品番号第1号 小型貨物自動車等 | 9台売扱 |
| 午前10時00分 | 物品番号第2号 普通乗用自動車（サーフ） | 1台売扱 |
| 午前10時20分 | 物品番号第3号 普通乗用自動車（RAV4、ハジロー） | 2台売扱 |
| 午前10時40分 | 物品番号第4号 普通特種自動車（日野） | 1台売扱 |
| 午前11時00分 | 物品番号第5号 普通特種自動車（ハジロー） | 3台売扱 |
| 午前11時20分 | 物品番号第6号 普通特種自動車（消防ポンプ車） | 1台売扱 |
| 午前11時40分 | 物品番号第7号 普通特種自動車（救急車等） | 3台売扱 |

(4) 上記2にある入札に参加できる資格を有しない者が行った入札および次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 納付すべき入札保証金を納付していないときまたは不足しているとき

イ 入札者またはその代理人が2以上の入札をしたとき

ウ 2人以上の代理をする代理人が入札をしたとき

- エ 入札者が不正な利益を得るために談合したと認められるとき
- オ 入札に際し不正な行為があったとき
- カ 入札書の金額その他要点が確認できないとき
- キ 入札書の記名および押印が誤脱または不明なとき
- ク 前各号に掲げるもののほか、入札心得書、関係法令・規則等に違反したとき

5 落札者の決定の方法

有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高価格の者を落札者とする。

6 その他

- (1) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則の規定による。
- (2) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

入札心得書

福井県

1 入札の方法

- (1)入札者は、県に入札参加申込みをした者、またはその代理人とします。
- (2)入札執行の時刻までに必ず出席してください。出席のない場合は、辞退したものとして取り扱います。
- (3)入札を辞退する場合は、事前に連絡してください。
- (4)入札書は、所定の手続きにより指定された時刻までに提出しなければなりません。
- (5)入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を係員に提出してください。
代理人は2人以上の代理はできません。
- (6)入札には2人以上共同して参加することはできません。
- (7)提出済の入札書は、その事由の如何を問わず引換、変更、または取り消すことはできません。

2 入札金額の記入方法

- (1)入札書は、所定の入札書を用いて、入札してください。入札書の住所氏名は、法人の場合は所在地、名称および代表者の職氏名を記入して、会社印、代表者の職印を押印してください。代理人入札の場合は、委任者の住所および氏名の下に「代理人」の表示をして、代理人の住所および氏名を記入し押印してください。
- (2)入札金額はアラビア数字で、ペンまたはボールペンで記入し、頭書に円の記号を付記してください。

3 入札の無効

- 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
- (1)競争入札に参加する資格のない者または資格のなくなった者のした入札
 - (2)納付すべき入札保証金を納付していない、またはこれが不足している者のした入札
 - (3)入札者またはその代理人がした2以上の入札
 - (4)2人以上の代理をする代理人がした入札
 - (5)入札者が不正な利益を得るために談合した入札
 - (6)入札に際し不正な行為があった者のした入札
 - (7)金額その他要点を確認することができない入札
 - (8)記名および押印が誤脱または不明な入札
 - (9)金額が訂正されている入札
 - (10)前各号に掲げるほかこの入札心得書、関係法令等(県規則を含む)に違反した入札

4 入札保証金

(1)入札に参加しようとする者は、契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5(当該金額に千円に満たない端数があるときは、千円に切り上げた金額)以上の入札保証金を納付しなければなりません。

(2)入札保証金の納付は、入札日の9時10分から9時30分までに完了してください。

事務手続き上、混雑を避けるためにも、なるべく早めに納付されるようご協力ください。

(3)次の場合は入札保証金の納付を免除します。

ア 入札参加者が保険会社との間に福井県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

イ 福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿(競争入札参加資格者名簿)に登載されているもので、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。上記入札保証金の免除に該当する場合は、別添の入札保証金免除申込書を、令和7年12月18日(木)17時までに提出してください。

(4)入札保証金は、落札者を除き開札終了後、返還します。

落札者の入札保証金は、契約が締結されるまで預かります。ただし、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付にかかる入札保証金は、県に帰属することになります。

なお、契約保証金に充当することができます。

5 開札および再度入札

(1)開札は、入札者立会いのうえ入札終了後直ちに行います。

(2)開札の結果予定価格に達する入札のないときは、直ちに再度入札を行います。

ただし、再度入札をしてもなお予定価格に達しない場合は、入札を止めることができます
が、この場合異議を申立てることはできません。

6 落札者の決定

入札は、県の予定価格以上で最高価格の者をもって落札者とします。ただし、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係る県職員にくじを引かせるものとします。

7 契約締結の時期

(1)落札者は、落札決定後、7日以内に契約を締結しなければなりません。

(2)落札者は、前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失います。

8 契約保証金

(1)契約を締結する者は、契約金額の100分の10(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額)以上の契約保証金を納付しなければなりません。

(2) 契約保証金は、契約履行後返還します。

ただし、契約を履行しないときは、その者の納付にかかる契約保証金は、県に帰属することになります。

(3) 福井県財務規則第172条に該当する場合は免除します。

9 売買代金の支払い

売買代金は、県の指定する期日までに、県が発行する納入通知書により支払わなければなりません。

10 売買物品の引渡し

売買物品の引渡しは、売買代金納入後に行うものとします。

11 その他

この入札心得書に記載のない事項については、入札執行者、関係法令および福井県財務規則等知事の定めるところによります。

(参考)

銀行振出小切手について

入札保証金、契約保証金は、現金のほか、銀行振出小切手でも支払うことができます。

1 銀行振出小切手で支払われる場合は、次の条件を備えていることが必要です。

- (1)福井手形交換所に加入している金融機関が振出人となっている自己宛小切手(通称:保証小切手)であること。
- (2)金額は、過不足のない同額面であること。
- (3)持参人払いであること。

(注)「福井手形交換所」に参加している金融機関とは、福井県内に店舗が所在する銀行、信用金庫、農協等の金融機関です。

(見本)

| | | |
|----------------------------------|---------------|------------------|
| 小 切 手 | | 銀 行 渡 り |
| 支払地 ○○市 | 株式会社 ○○銀行○○支店 | |
| ¥ 1 2, 3 4 5, 6 7 8 ※ | | |
| 上記の金額をこの小切手と引き換えに 持参人 様へお支払い下さい。 | | |
| 振出日 | 令和 年 月 日 | |
| 振出地 | ○○市 | |
| 振出人 | 株式会社 ○○銀行○○支店 | |
| | 支店長 △△△△ | 印 |

県有物品売買契約書（案）

売扱人 福井県（以下「甲」という。）と買受人
（以下「乙」という。）は、
県有物品の売買について次の条項のとおり契約を締結する。

（売買物品の表示）

第1条 甲は乙に対して別表に掲げる県有物品を売扱い、乙はこれを買い受けるものとする。

（売買代金）

第2条 乙が甲に支払う売買代金は、金 円（うち消費税額および地方消費税の額
金 円）とする。

（売買代金の支払い）

第3条 乙は、売買代金を甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により支払わなければならぬ。

（契約保証金）

第4条 A 乙は甲に契約保証金として、金 円を納入するものとする。

※ 契約保証金は、契約金額(総額)の100分の10以上。

※ 保険証券、保証証券を提出した場合は、保険または保証に付される金額を記載。

B 甲は乙が納入すべき契約保証金は、免除する。

※ 福井県財務規則第172条の規定に該当する場合。

（売買物品の引渡し）

第5条 売買物品の引渡しは、売買代金納入後に行うものとする。

- 2 乙は、物品の引渡しを受けたときは、令和8年1月30日までに搬出するものとする。
- 3 第2項から第4項に要する経費および登録に要する経費は、乙の負担とする。
- 4 甲は、売買物品の引渡し後は、当該物品の保管責任を負わないものとする。

（危険負担）

第6条 前条に定める売買物品の引渡し以前に、本物品の全部または一部が天災地変その他当事者の責に帰さない事由により滅失または毀損したときは、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、売買物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規

定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(乙の原状回復義務)

第9条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売買物品を原状に回復させることが適当でないと甲が認めたときは、現状のまま返還する。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物品が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えていた場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結および履行等に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(関係規則の適用)

第12条 この契約に定めるもののほか、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の適用を受けるものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約について紛争が生じたときは、福井地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(秘密の保持)

第14条 乙は契約物品の売買に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(明示なき事項の処理)

第15条 この契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲（売扱人）
福井市大手3丁目17-1
福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

乙（買受人）

県有物品売買契約書

売扱人 福井県（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）は、
県有物品の売買について次の条項のとおり契約を締結する。

（売買物品の表示）

第1条 甲は乙に対して別表に掲げる県有物品を売扱い、乙はこれを買い受けるものとする。

（売買代金）

第2条 乙が甲に支払う売買代金は、金 円（うち消費税および地方消費税の額
金 円）とする。

（売買代金の支払い）

第3条 乙は、売買代金を甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により支払わなければならない。

（契約保証金）

第4条 甲は乙が納入すべき契約保証金は、免除する。

（売買物品の引渡し）

第5条 売買物品の引渡しは、売買代金納入後に行うものとする。

- 2 乙は、物品の引渡しを受けたときは、令和8年1月30日までに搬出するものとする。
- 3 乙は、前項の引渡しの後すみやかに、売買物品の塗装を白色に全面塗装しなければならない。
ただし、永久抹消登録する場合はこの限りでない。
- 4 付属品の撤去について、サイレントアンプ、回転灯、サーチライト、スピーカー、衛星電話
が付属している場合は撤去し、産業廃棄物として処分すること。
- 5 乙は令和8年2月27日までに第3項および第4項に定める事項を履行し、甲の確認を受け
なければならない。
- 6 第3項および第4項に要する経費および登録に要する経費は、乙の負担とする。
- 7 甲は、売買物品の引渡し後は、当該物品の保管責任を負わないものとする。

（危険負担）

第6条 前条に定める売買物品の引渡し以前に、本物品の全部または一部が天災地変その他当事者の
責めに帰さない事由により滅失または毀損したときは、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない
ものであることを発見しても、甲に対し、売買物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引
渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をするこ
とができるないものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。

- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(乙の原状回復義務)

第9条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売買物品を原状に回復させることが適当でないと甲が認めたときは、現状のまま返還する。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物品が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えていた場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結および履行等に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(関係規則の適用)

第12条 この契約に定めるもののほか、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の適用を受けるものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(秘密の保持)

第14条 乙は契約物品の売買に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(明示なき事項の処理)

第15条 この契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（売扱人）

福井市大手3丁目17-1

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

乙（買受人）

県有物品売買契約書（案）

売扱人 福井県（以下「甲」という。）と買受人
県有物品の売買について次の条項のとおり契約を締結する。

（売買物品の表示）

第1条 甲は乙に対して別表に掲げる県有物品を売扱い、乙はこれを買い受けるものとする。

（売買代金）

第2条 乙が甲に支払う売買代金は、金 円（うち消費税額および地方消費税の額
金 円）とする。

（売買代金の支払い）

第3条 乙は、売買代金を甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により支払わなければならぬ。

（契約保証金）

第4条 A 乙は甲に契約保証金として、金 円を納入するものとする。

※ 契約保証金は、契約金額(総額)の100分の10以上。

※ 保険証券、保証証券を提出した場合は、保険または保証に付される金額を記載。

B 甲は乙が納入すべき契約保証金は、免除する。

※ 福井県財務規則第172条の規定に該当する場合。

（売買物品の引渡し）

第5条 売買物品の引渡しは、売買代金納入後に行うものとする。

- 2 乙は、物品の引渡しを受けたときは、令和8年1月30日までに搬出するものとする。
- 3 乙は、前項の引渡しの後すみやかに、売買物品の文字書き、マーク、デザインを消去しなければならない。ただし、永久抹消する場合はこの限りでない。
- 4 付属品のうちサイレンアンプ、回転灯、サーチライト、スピーカー、衛星電話が付属している場合は撤去し、産業廃棄物として処分し産業廃棄物管理票を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、令和8年2月27日までに第3項および第4項に定める事項を履行し、甲の確認を受けなければならない。
- 6 第2項から第4項に要する経費および登録に要する経費は、乙の負担とする。
- 7 甲は、売買物品の引渡し後は、当該物品の保管責任を負わないものとする。

（危険負担）

第6条 前条に定める売買物品の引渡し以前に、本物品の全部または一部が天災地変その他当事者の責に帰さない事由により滅失または毀損したときは、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、売買物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

（2）この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。

- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(乙の原状回復義務)

第9条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売買物品を原状に回復させることが適当でないと甲が認めたときは、現状のまま返還する。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物品が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結および履行等に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(関係規則の適用)

第12条 この契約に定めるもののほか、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の適用を受けるものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約について紛争が生じたときは、福井地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(秘密の保持)

第14条 乙は契約物品の売買に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(明示なき事項の処理)

第15条 この契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（売扱人）

福井市大手3丁目17-1

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

乙（買受人）

県有物品売買契約書（案）

売扱人 福井県（以下「甲」という。）と買受人
県有物品の売買について次の条項のとおり契約を締結する。

（売買物品の表示）

第1条 甲は乙に対して別表に掲げる県有物品を売扱い、乙はこれを買い受けるものとする。

（売買代金）

第2条 乙が甲に支払う売買代金は、金 円（うち消費税額および地方消費税の額
金 円）とする。

（売買代金の支払い）

第3条 乙は、売買代金を甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により支払わなければならない。

（契約保証金）

第4条 A 乙は甲に契約保証金として、金 円を納入するものとする。

※ 契約保証金は、契約金額(総額)の100分の10以上。

※ 保険証券、保証証券を提出した場合は、保険または保証に付される金額を記載。

B 甲は乙が納入すべき契約保証金は、免除する。

※ 福井県財務規則第172条の規定に該当する場合。

（売買物品の引渡し）

第5条 売買物品の引渡しは、売買代金納入後に行うものとする。

- 2 乙は、物品の引渡しを受けたときは、令和8年1月30日までに搬出するものとする。
- 3 乙は、前項の引渡しの後すみやかに、物品番号7-3の文字書き、マーク、デザインを消去しなければならない。ただし、永久抹消する場合はこの限りでない。
- 4 物品番号7-3については、付属品のうちサイレンアンプ、回転灯、サーチライト、スピーカー、衛星電話が付属している場合は撤去し、産業廃棄物として処分し産業廃棄物管理票を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、令和8年2月27日までに第3項および第4項に定める事項を履行し、甲の確認を受けなければならない。
- 6 第2項から第4項に要する経費および登録に要する経費は、乙の負担とする。
- 7 甲は、売買物品の引渡し後は、当該物品の保管責任を負わないものとする。

（危険負担）

第6条 前条に定める売買物品の引渡し以前に、本物品の全部または一部が天災地変その他当事者の責に帰さない事由により滅失または毀損したときは、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、売買物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(乙の原状回復義務)

第9条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売買物品を原状に回復させることが適当でないと甲が認めたときは、現状のまま返還する。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物品が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結および履行等に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(関係規則の適用)

第12条 この契約に定めるもののほか、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の適用を受けるものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約について紛争が生じたときは、福井地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(秘密の保持)

第14条 乙は契約物品の売買に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(明示なき事項の処理)

第15条 この契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（売扱人）

福井市大手3丁目17-1

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

乙（買受人）

別表

| 物品 番号 | 車番 | | 車 名 | | 型式 |
|----------|----|--|--------|--|----|
| | | | | | |

入札 参加 申込 書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者

福井県副知事 中村 保博 様

所 在 地

氏名または商号名称

代 表 者 名

印

令和7年12月5日付け公告のあった県有物品の売払いにおける一般競争入札に
参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

| | |
|----------------|--|
| 氏名または商号名称 | |
| フリガナ | |
| 代表者職・氏名 | |
| 住 所 | 〒 一 |
| | (上記住所が県外の場合、県内に所在する支店、営業所、事業所の住所) 〒 一 |
| 連絡先 | T E L : E-mail : 担当者名 : |
| 入札 参加 希望 物品 | 物品番号第1号 小型貨物自動車等 9台売払 |

※法人、団体の場合は、法人名または団体名とともに代表者名を記入してください。

※提出期限：令和7年12月18日(月)（郵送は提出期限必着）

入札 参加 申込 書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者

福井県副知事 中村 保博 様

所 在 地

氏名または商号名称

代 表 者 名

印

令和7年12月5日付け公告のあった県有物品の売払いにおける一般競争入札に
参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

| | |
|----------------|---|
| 氏名または商号名称 | |
| フリガナ | |
| 代表者職・氏名 | |
| 住 所 | 〒 一 (上記住所が県外の場合、県内に所在する支店、営業所、事業所の住所) 〒 一 |
| | |
| 連絡先 | T E L : E-mail : 担当者名 : |
| 入札 参加 希望 物品 | 物品番号第2号 普通乗用自動車（サーフ）1台売払 |

※法人、団体の場合は、法人名または団体名とともに代表者名を記入してください。

※提出期限：令和7年12月18日（月）（郵送は提出期限必着）

入札参加申込書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者

福井県副知事 中村 保博 様

所 在 地

氏名または商号名称

代 表 者 名

印

令和7年12月5日付け公告のあった県有物品の売払いにおける一般競争入札に
参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

| | |
|--------------|--|
| 氏名または商号名称 | |
| フリガナ | |
| 代表者職・氏名 | |
| 住 所 | 〒 一 |
| | (上記住所が県外の場合、県内に所在する支店、営業所、事業所の住所) 〒 一 |
| 連絡先 | T E L : E-mail : 担当者名 : |
| 入札参加 希望物品 | 物品番号第3号 普通乗用自動車(RAV4、パジェロ) 2台売払 |

※法人、団体の場合は、法人名または団体名とともに代表者名を記入してください。

※提出期限：令和7年12月18日(月)（郵送は提出期限必着）

入札 参加 申込 書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者

福井県副知事 中村 保博 様

所 在 地

氏名または商号名称

代 表 者 名

印

令和7年12月5日付け公告のあった県有物品の売払いにおける一般競争入札に
参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

| | |
|----------------|---|
| 氏名または商号名称 | |
| フリガナ | |
| 代表者職・氏名 | |
| 住 所 | 〒 一 (上記住所が県外の場合、県内に所在する支店、営業所、事業所の住所) 〒 一 |
| | |
| 連絡先 | T E L : E-mail : 担当者名 : |
| 入札 参加 希望 物品 | 物品番号第4号 普通特種自動車（日野）1台売扱 |

※法人、団体の場合は、法人名または団体名とともに代表者名を記入してください。

※提出期限：令和7年12月18日（月）（郵送は提出期限必着）

入札 参加 申込 書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者

福井県副知事 中村 保博 様

所 在 地

氏名または商号名称

代 表 者 名

印

令和7年12月5日付け公告のあった県有物品の売払いにおける一般競争入札に
参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

| | |
|----------------|---|
| 氏名または商号名称 | |
| フリガナ | |
| 代表者職・氏名 | |
| 住 所 | 〒 一 (上記住所が県外の場合、県内に所在する支店、営業所、事業所の住所) 〒 一 |
| | |
| 連絡先 | T E L : E-mail : 担当者名 : |
| 入札 参加 希望 物品 | 物品番号第5号 普通特種自動車（パジェロ）3台売払 |

※法人、団体の場合は、法人名または団体名とともに代表者名を記入してください。

※提出期限：令和7年12月18日（月）（郵送は提出期限必着）

入札 参加 申込 書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者

福井県副知事 中村 保博 様

所 在 地

氏名または商号名称

代 表 者 名

印

令和7年12月5日付け公告のあった県有物品の売払いにおける一般競争入札に
参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

| | |
|----------------|---|
| 氏名または商号名称 | |
| フリガナ | |
| 代表者職・氏名 | |
| 住 所 | 〒 一 (上記住所が県外の場合、県内に所在する支店、営業所、事業所の住所) 〒 一 |
| | |
| 連絡先 | T E L : E-mail : 担当者名 : |
| 入札 参加 希望 物品 | 物品番号第6号 普通特種自動車（消防ポンプ車）1台売扱 |

※法人、団体の場合は、法人名または団体名とともに代表者名を記入してください。

※提出期限：令和7年12月18日（月）（郵送は提出期限必着）

入札 参加 申込 書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

所 在 地
氏名または商号名称
代 表 者 名 印

令和7年12月5日付け公告のあった県有物品の売払いにおける一般競争入札に
参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

| | |
|----------------|--|
| 氏名または商号名称 | |
| フリガナ | |
| 代表者職・氏名 | |
| 住 所 | 〒 一 |
| | (上記住所が県外の場合、県内に所在する支店、営業所、事業所の住所) 〒 一 |
| 連絡先 | T E L : E-mail : 担当者名 : |
| 入札 参加 希望 物品 | 物品番号第7号 普通特種自動車（救急車等）3台売払 |

※法人、団体の場合は、法人名または団体名とともに代表者名を記入してください。
※提出期限：令和7年12月18日（月）（郵送は提出期限必着）

誓 約 書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

所 在 地
氏名または商号名称
代 表 者 名 印

当社（私）は、福井県が実施する県有物品の売扱に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しません。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者に該当しません。
- (3) 福井県内に本店、支店、営業所または事業所があります。（県内に住民票を有します。）
- (4) 次のアからオまでのすべての項目に該当しません。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

※提出期限：令和7年12月18日（木）（郵送は提出期限必着）

複数の入札に参加する場合でも、提出は1枚でよいものとする。

入札保証金免除申込書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

所 在 地
商号または名称
代 表 者 名 印

令和7年12月5日付け公告のあった県有物品の売払いにおける一般競争入札の入札保証金の免除要件に該当するので、下記のとおり申し込みます。

記

入札保証金納付の免除要件

- ・ 福井県知事が作成する「競争入札参加資格者名簿」（会計局会計課取扱い）に現在登載されている者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1 競争入札参加資格者名簿登録番号（物 品）

| | |
|------|--|
| 登録番号 | |
|------|--|

※複数の入札に参加する場合でも、提出は1枚でよいものとする。

※提出期限：令和7年12月18日（木）17時まで（郵送は提出期限必着）

(様式4)

入札書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

住所または所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

代理人
住 所
氏 名

印

入札の諸条件を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

(単位：円)

| 金額 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|--------------------------|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 入札名称 | 物品番号第1号 小型貨物自動車等 9台売扱 | | | | | | | | |

- 備考1 個人の場合にあっては、「住所または所在地」、「商号または名称」および「代表者職氏名」は住所、氏名を記入してください。
- 2 代理入札の場合は、代理人の欄に委任状に記載した代理人の住所、氏名を記入してください。
- 3 「金額」の一つの枠に一つの数字を記載してください。
- 4 「金額」の数字の頭に¥を冠してください。

(様式4)

入札書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

住所または所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

代理人
住 所
氏 名

印

入札の諸条件を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

(単位：円)

| 金額 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|------------------------------|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 入札名称 | 物品番号第2号 普通乗用自動車(サーフ) 1台売扱 | | | | | | | | |

- 備考1 個人の場合にあっては、「住所または所在地」、「商号または名称」および「代表者職氏名」は住所、氏名を記入してください。
- 2 代理入札の場合は、代理人の欄に委任状に記載した代理人の住所、氏名を記入してください。
- 3 「金額」の一つの枠に一つの数字を記載してください。
- 4 「金額」の数字の頭に¥を冠してください。

(様式4)

入札書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

住所または所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

代理人
住 所
氏 名

印

入札の諸条件を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

(単位：円)

| 金額 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|------------------------------------|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 入札名称 | 物品番号第3号 普通乗用自動車(RAV4、パジェロ) 2台売扱 | | | | | | | | |

- 備考 1 個人の場合にあっては、「住所または所在地」、「商号または名称」および「代表者職氏名」は住所、氏名を記入してください。
- 2 代理入札の場合は、代理人の欄に委任状に記載した代理人の住所、氏名を記入してください。
- 3 「金額」の一つの枠に一つの数字を記載してください。
- 4 「金額」の数字の頭に¥を冠してください。

(様式4)

入札書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

住所または所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

代理人
住 所
氏 名

印

入札の諸条件を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

(単位：円)

| 金額 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|---------------------------------|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 入札名称 | 物品番号第4号 普通特種自動車(日野) 1台売扱 | | | | | | | | |

- 備考 1 個人の場合にあっては、「住所または所在地」、「商号または名称」および「代表者職氏名」は住所、氏名を記入してください。
- 2 代理入札の場合は、代理人の欄に委任状に記載した代理人の住所、氏名を記入してください。
- 3 「金額」の一つの枠に一つの数字を記載してください。
- 4 「金額」の数字の頭に¥を冠してください。

(様式4)

入札書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

住所または所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

代理人
住 所
氏 名

印

入札の諸条件を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

(単位：円)

| 金額 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|-------------------------------|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 入札名称 | 物品番号第5号 普通特種自動車(パジェロ) 3台売扱 | | | | | | | | |

- 備考 1 個人の場合にあっては、「住所または所在地」、「商号または名称」および「代表者職氏名」は住所、氏名を記入してください。
- 2 代理入札の場合は、代理人の欄に委任状に記載した代理人の住所、氏名を記入してください。
- 3 「金額」の一つの枠に一つの数字を記載してください。
- 4 「金額」の数字の頭に¥を冠してください。

(様式4)

入札書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

住所または所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

代理人
住 所
氏 名

印

入札の諸条件を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

(単位：円)

| 金額 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|-------------------------------------|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 入札名称 | 物品番号第6号 普通特種自動車(消防ポンプ車) 1台売扱 | | | | | | | | |

- 備考 1 個人の場合にあっては、「住所または所在地」、「商号または名称」および「代表者職氏名」は住所、氏名を記入してください。
- 2 代理入札の場合は、代理人の欄に委任状に記載した代理人の住所、氏名を記入してください。
- 3 「金額」の一つの枠に一つの数字を記載してください。
- 4 「金額」の数字の頭に¥を冠してください。

(様式4)

入札書

令和 年 月 日

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

住所または所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

代理人
住 所
氏 名

印

入札の諸条件を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

(単位：円)

| 金額 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|-----------------------------------|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 入札名称 | 物品番号第7号 普通特種自動車(救急車等) 3台売扱 | | | | | | | | |

- 備考 1 個人の場合にあっては、「住所または所在地」、「商号または名称」および「代表者職氏名」は住所、氏名を記入してください。
- 2 代理入札の場合は、代理人の欄に委任状に記載した代理人の住所、氏名を記入してください。
- 3 「金額」の一つの枠に一つの数字を記載してください。
- 4 「金額」の数字の頭に¥を冠してください。

(様式 4)

記載例

入札書

令和 6年 12月 23日

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

代理人による入札の場合

委任状に記載した住所
氏名を記載し、委任状に押印した印を押印して
ください。

※注
代理人の記名、押印が
ない入札書は、無効と
なります。

住所または所在地 福井市大手2丁目3-12

商号または名称 凸凹株式会社

代表者職氏名 代表取締役 福井太郎

代表者
印

代理人 ※代理人による入札の場合は必ず記入すること

住所 福井市宝永3丁目2-3

氏名 福井 次郎

福
井

ペンまたはボール
ペンで記名し、押
印してください。
※注
記名、押印がない
入札書は無効とな
ります。

入札の諸条件を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

頭に￥を記載して
ください。

消費税別の金額を記載してくだ
さい。

(単位：円)

| 金額 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|----|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| | | ¥ | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | |
|------|---|--|
| 入札名称 | 物品番号第1号 小型特殊自動車 トランクター(ヤンマー) 1台売扱 | 1つの枠に1つの数字をアラビア 数字で、ペンまたはボールペンにて、記載して ください。 ※注 1つの枠に複数の数字が入ったもの、訂正したもの、不鮮明なものは無効となります。 |
|------|---|--|

備考 1 個人の場合にあっては、「住所または所在地」、「商号または名称」および「代表者
職氏名」は住所、氏名を記入してください。

- 2 代理入札の場合は、代理人の欄に委任状に記載した代理人の住所、氏名を記入して
ください。
- 3 「金額」の一つの欄に一つの数字を記載してください。
- 4 「金額」の数字の頭に￥を冠してください。

物品番号第1号 小型貨物自動車等 9台売扱 内訳書

| 物品番号 | 車番 | | | 車名 | 型式 | 入札額内訳(円) | |
|-------------|----|-----|---|------|-----------|----------|------------|
| 第 1 号 | 1 | 500 | も | 8562 | ニッサン | バネットワゴン | DBA-M20 |
| | 2 | 400 | そ | 664 | ニッサン | キャラバン | ADF-VWME25 |
| | 3 | 400 | そ | 665 | ニッサン | キャラバン | ADF-VWME25 |
| | 4 | 300 | に | 7356 | ニッサン | エクストレイル | CBA-TNT31 |
| | 5 | 480 | あ | 5959 | ダイハツ | ハイゼットカーゴ | GBD-S330V |
| | 6 | 300 | ね | 6458 | ニッサン | エクストレイル | CBA-TNT31 |
| | 7 | 22 | そ | 659 | ニッサンディーゼル | スペースランナー | U-RM210GSN |
| | 8 | 400 | せ | 6523 | ニッサン | ADバン | DBF-BVY12 |
| | 9 | 480 | い | 5916 | ニッサン | ADバン | GBD-DA64V |
| 合 計 | | | | | | | |

※内訳書の合計金額は、入札書の金額と一致すること。一致しない場合は、入札書の金額が正しいものとする。

物品番号第3号 普通乗用自動車等(RAV4、パジェロ) 2台売扱 内訳書

| 物品番号 | 車番 | | | 車名 | | 型式 | 入札額内訳(円) |
|------|----|-----|---|------|-----|------|------------|
| 第3号 | 1 | 300 | に | 5562 | トヨタ | RAV4 | DBA-ACA31W |
| | 2 | 300 | ね | 6438 | 三菱 | パジェロ | DBA-V93W |
| 合 計 | | | | | | | |

※内訳書の合計金額は、入札書の金額と一致すること。一致しない場合は、入札書の金額が正しいものとする。

物品番号第5号 普通特種自動車等 3台売扱 内訳書

| 物品番号 | 車番 | | | 車名 | | 型式 | 入札額内訳(円) |
|-------------|----|-----|---|------|----|------|----------|
| 第 5 号 | 1 | 800 | さ | 8079 | 三菱 | パジェロ | DBA-V93W |
| | 2 | 800 | さ | 8914 | 三菱 | パジェロ | DBA-V93W |
| | 3 | 800 | さ | 8913 | 三菱 | パジェロ | DBA-V93W |
| 合 計 | | | | | | | |

※内訳書の合計金額は、入札書の金額と一致すること。一致しない場合は、入札書の金額が正しいものとする。

物品番号第7号 普通特種自動車等(救急車等) 3台売扱 内訳書

| 物品番号 | 車番 | | | 車名 | | 型式 | 入札額内訳(円) |
|-------------|----|-----|---|------|------|------------|------------|
| 第 7 号 | 1 | 800 | さ | 6636 | ニッサン | キャラバン | ADF-VWME25 |
| | 2 | 800 | る | 212 | 組立 | | 組立 |
| | 3 | 88 | な | 8426 | トヨタ | ハイエース(救急車) | GB-UZH13 |
| 合 計 | | | | | | | |

※内訳書の合計金額は、入札書の金額と一致すること。一致しない場合は、入札書の金額が正しいものとする。

(様式 6)

委任状

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

代理人住所
(受任者) _____

氏名 _____ (印)

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年12月5日付け県有物品売扱公告における次にかかる売扱物品の
一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

件名 物品番号第1号 小型貨物自動車等 9台売扱

令和 年 月 日

入札者住所
(委任者) _____
氏名または名称
および代表者名 _____ (印)

(様式 6)

委任状

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

代理人住所
(受任者) _____

氏名 _____ 印

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年12月5日付け県有物品売扱公告における次にかかる売扱物品の
一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

件名 物品番号第2号普通乗用自動車(サーフ) 1台売扱

令和 年 月 日

入札者住所
(委任者) _____
氏名または名称
および代表者名 _____ 印

(様式 6)

委 任 状

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

代理 人 住 所
(受 任 者) _____

氏 名 _____ 印

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 7 年 1 月 2 日付け県有物品売扱公告における次にかかる売扱物品の
一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

件 名 物品番号第3号 普通乗用自動車(RAV4、パジェロ) 2台売扱

令和 年 月 日

入 札 者 住 所
(委 任 者) _____
氏名または名称
および代表者名 _____ 印

(様式 6)

委任状

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

代理人住所
(受任者) _____

氏名 _____ (印)

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年12月5日付け県有物品売扱公告における次にかかる売扱物品の
一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

件名 物品番号第4号 普通特種自動車(日野) 1台売扱

令和 年 月 日

入札者住所
(委任者) _____
氏名または名称
および代表者名 _____ (印)

(様式 6)

委任状

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

代理人住所
(受任者) _____

氏名 _____ 印

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年12月5日付け県有物品売扱公告における次にかかる売扱物品の
一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

件名 物品番号第5号 普通特種自動車(パジェロ) 3台売扱

令和 年 月 日

入札者住所
(委任者) _____
氏名または名称
および代表者名 _____ 印

(様式 6)

委任状

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

代理人住所
(受任者) _____

氏名 _____ 印

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年12月5日付け県有物品売扱公告における次にかかる売扱物品の
一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

件名 物品番号第6号 普通特種自動車(消防ポンプ車) 1台売扱

令和 年 月 日

入札者住所
(委任者) _____
氏名または名称
および代表者名 _____ 印

(様式 6)

委任状

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

代理人住所
(受任者) _____

氏名 _____ 印

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年12月5日付け県有物品売扱公告における次にかかる売扱物品の
一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

件名 物品番号第7号 普通特種自動車(救急車等) 3台売扱

令和 年 月 日

入札者住所
(委任者) _____
氏名または名称
および代表者名 _____ 印

(様式 6)

記載例

委任状

福井県知事職務代理者
福井県副知事 中村 保博 様

※別途提示していただく本人確認書類で確認できる住所を記載すること。

代理人住所
(受任者) 福井市宝永3丁目2-3

氏名 福井 次郎

福
井

(認印で可)

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年12月5日付け県有物品売扱公告における次にかかる売扱物品の一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

件名 物品番号第1号 小型特殊自動車 トラクター(ヤンマー) 1台売扱

令和 6年 12月 23日

入札者住所
(委任者) 福井市大手2丁目3-12

氏名または名称 凸凹株式会社
および代表者名 代表取締役 福井 太郎

代表者の印

※法人の場合で、代表者以外が入札に参加する場合は、入札者の欄に法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印の上、代理人欄に入札参加者氏名を記載すること。

(社員が代理で入札に参加する場合でも委任状が必要です。)